

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年6月20日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年7月10日から同月30日まで縦覧に供する。

平成24年7月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 乙井地区	観音寺市経済部農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 植田上地区	〃
観音寺市栗井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 常次下地区	〃
観音寺市高室土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 明下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西山地区	〃